保育人材確保対策貸付事業申請者チェックリスト【未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援利用料金の一部貸付】

下記のチェックに全て当てはまる方が申請いただけます。詳細な条件もありますので、必ず貸付手引きも併せてご覧ください。

	貸付対象者の要件	チェック欄
Q1	週に20時間以上勤務していますか。(雇用保険に加入し、週20時間以上の就業が確保さていること)	
Q2	お子様は既に保育所や幼稚園等下記に記載してある施設(⑤を除く) に預けていますか。	
Q3	勤務地は神戸市外にある、認可を受けた保育園・認定こども園等 下記に記載してある施設ですか。	
Q4	2年間継続して勤務をすることご理解されていますか。	
Q5	当事業は貸付であることをご理解の上、返済に無理のない内容の 申請を行おうとしていますか。	

保育所・認定こども園等とは次の施設を言い、公立施設も含みます。ただし、神戸市域に所在する 施設は除きます。

- ①認可保育所
- ②認定こども園(全ての類型を含みます。)
- ③幼稚園(預かり保育保常時実施しているか、1年以内に認定こども園に移行予定の施設)
- ④市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
- ⑤市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
- ⑥認可外保育施設(宝塚市の「指定保育所」川西市の「地域保育園」に限る)
- (7)児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業